

国際協力事業関係者に対する安全に関する情報共有の徹底について（依頼）

外務省国際協力局
独立行政法人国際協力機構

海外渡航時の安全に関する情報共有の徹底のため、国際協力事業関係者におかれては、以下をご確認いただき、海外へ渡航される際に在留届の提出または「たびレジ」登録等の手続きを遺漏無きようお願いします。

1. 在留届の提出または「たびレジ」の登録

（１）対象者

邦人渡航者は、滞在期間等に応じて在留届の提出または「たびレジ」の登録をお願いします。

- 3か月以上の滞在予定がある方 → 在留届の提出
 - 3か月未満の滞在や在留地以外への旅行の方 → 「たびレジ」の登録
- ※在留届は、旅券法により、海外に3か月以上滞在する場合の提出が義務づけられています。

（２）登録手続きサイト（外務省）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

※一部の旅行代理店では、旅行申込時に「たびレジ」の一括代理登録を受け付けています。また、所定の手続き（利用申込みや海外旅行関連業者システムの導入等）を経れば、企業等による「たびレジ」の一括登録も可能です。

（３）提出・登録のメリット

- 在外公館が出す緊急一斉通報や最新海外安全情報メールの配信。
- 滞在先の在外公館の連絡先や渡航先の安全情報等の提供（「たびレジ」完了時のお知らせメールにて配信）。
- 緊急事態発生時、登録した電話番号や宿泊先を基にした緊急連絡。

2. NGO関係者による緊急連絡先の登録

（１）対象者

- 日本NGO連携無償資金協力事業、ジャパン・プラットフォーム（JPF）による緊急人道支援事業、NGO事業補助金事業、JICAによる市民参加協力事業（草の根技術協力事業等）、NGO海外スタディ・プログラム、NGOインターン・プログラム、NGO研究会事業の各実施団体の邦人渡航者については緊急連絡先の登録をお願いします。

(2) 登録先

以下の登録先に登録をお願いします。

- ① 日本NGO連携無償資金協力事業, NGO事業補助金事業, NGO研究会事業については外務省国際協力局民間援助連携室
- ② JPFによる緊急人道支援事業についてはJPF事務局
- ③ JICAによる市民参加協力事業(草の根技術協力事業等)についてはJICA
- ④ NGO海外スタディ・プログラムについては同事務局(平成28年度は国際協力NGOセンター(JANIC))
- ⑤ NGOインターン・プログラムについては同事務局(平成28年度は青年海外協力協会(JOCA))